

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月10日

【四半期会計期間】 第64期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

【会社名】 株式会社トムス・エンタテインメント

【英訳名】 TMS ENTERTAINMENT, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡 村 秀 樹

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿三丁目2番4号

【電話番号】 代表(03)5325局9111番

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 岡 山 仁

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿三丁目2番4号

【電話番号】 代表(03)5325局9111番

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 岡 山 仁

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第63期 第2四半期 連結累計期間	第64期 第2四半期 連結累計期間	第63期 第2四半期 連結会計期間	第64期 第2四半期 連結会計期間	第63期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日	自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日	自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売上高 (千円)	7,124,756	6,439,032	4,158,319	3,192,346	14,175,628
経常利益 (千円)	239,692	20,646	264,216	44,752	279,646
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失(△) (千円)	38,975	△69,403	77,731	△3,261	67,952
純資産額 (千円)	—	—	14,774,062	14,069,349	14,580,042
総資産額 (千円)	—	—	18,180,190	17,117,474	17,864,340
1株当たり純資産額 (円)	—	—	350.84	349.68	355.04
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は 四半期純損失金額(△) (円)	0.92	△1.70	1.85	△0.08	1.63
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	80.9	81.7	81.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	21,381	1,254,795	—	—	176,332
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	9,675	△116,673	—	—	△1,745,219
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△477,183	△592,804	—	—	△795,327
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	—	—	4,486,335	3,095,709	2,557,725
従業員数 (名)	—	—	306	301	306

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 第64期第2四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため記載していない。第63期第2四半期連結累計(会計)期間及び第63期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営んでいる事業の内容の重要な変更はない。また、主要な関係会社についても異動はない。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(名)	301	(273)
---------	-----	-------

(注) 1 従業員数は就業人員である。

2 従業員数欄の( )内に、臨時従業員の当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載している。

### (2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(名)	165	(4)
---------	-----	-----

(注) 1 従業員数は就業人員である。

2 従業員数欄の( )内に、臨時従業員の当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載している。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間におけるアニメーション事業の生産実績を示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
アニメーション事業		
アニメーション映画制作	1,843,221	△27.0
合計	1,843,221	△27.0

(注) 上記金額は製造原価であり、消費税等は含まれていない。

#### (2) 受注実績

当第2四半期連結会計期間におけるアニメーション事業の受注実績を示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
アニメーション事業				
アニメーション映画制作	1,155,740	△20.4	1,366,095	△40.1
合計	1,155,740	△20.4	1,366,095	△40.1

(注) 上記金額は販売価格であり、消費税等は含まれていない。

#### (3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
アニメーション事業		
アニメーション映画制作販売収入	2,212,689	△27.7
アミューズメント事業		
アミューズメント施設運営収入	979,656	△10.7
合計	3,192,346	△23.2

(注) 上記金額に消費税等は含まれていない。

## 2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はない。

なお、重要事象等は存在していない。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われていない。

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日～平成21年9月30日)におけるわが国経済は、世界的な金融市場の混乱が実体経済への影響を深刻化させるなか企業業績の低迷が続き、設備投資の減速や雇用不安の拡大など見通しが不安定な状態が続いております。また個人消費についても、先行きへの不透明感から生活防衛意識が高まり消費は落ち込みました。

このような経済環境のもとで、当第2四半期連結会計期間の業績は、売上高は31億9千2百万円(前年同四半期比23.2%減)、営業利益5千1百万円(前年同四半期比81.4%減)、経常利益は4千4百万円(前年同四半期比83.1%減)、四半期純損失3百万円(前年同四半期は四半期純利益7千7百万円)となりました。

売上高では、アニメーション事業においては、主に制作収入が前年同四半期を下回りました。アミューズメント事業においては、業界全体の低迷に加え新型インフルエンザ発生による外出控えなどの要因も重なり、前年同四半期を下回りました。以上の結果、全社合計では前年同四半期を下回る結果となりました。

利益面では、アニメーション事業においては、広告宣伝費の大幅な節減にもかかわらず売上高の落ち込みの影響を受け、事業全体では営業利益、経常利益ともに前年同四半期を下回りました。アミューズメント事業においては、リース料などのコスト削減の効果が利益を押し上げ、営業利益、経常利益ともに前年同四半期を上回る結果となりました。

以上の結果、全社合計では営業利益、経常利益ともに大幅な減益となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

#### ①アニメーション事業

当第2四半期連結会計期間のアニメーション事業の業績は、制作収入は遊技機向け素材制作の増加があったもののTVシリーズおよび劇場映画本数の減少により、制作収入全体は10億6百万円と前年同四半期比36.5%の減収となりました。

一方、ロイヤリティなどの販売収入は、前期に引き続きTVシリーズ「爆丸」が北米において好調を持続し、また劇場映画シリーズ第13作目の「名探偵コナン 漆黒の追跡者」が前年同シリーズを大幅に上回る興行成績でありましたが、国内番組販売、ビデオグラム販売、商品化権販売等の落ち込みにより、販売収入全体では12億6百万円、前年同四半期比18.3%の減収となりました。

この結果、アニメーション事業全体の売上高は22億1千2百万円(前年同四半期比27.7%減)、営業利益は1億4千4百万円(前年同四半期比63.9%減)となりました。

#### ②アミューズメント事業

アミューズメント事業においては、当第2四半期連結会計期間に1店舗(AGスクエア習志野店)を閉店し、当第2四半期連結会計期間末現在の店舗数は23店舗となりました。アミューズメント業界全体が低迷する中、個々の店舗の収益性に重点をおいて店舗競争力を強化し集客維持に努めました。

この結果、アミューズメント事業の売上高は9億7千9百万円(前年同四半期比10.7%減)、営業利益は5千5百万円(前年同四半期比9.0%増)となりました。

### (2) 財政状態の分析

#### (資産)

当第2四半期連結会計期間末における総資産は171億1千7百万円(前連結会計年度比7億4千6百万円の減少)となりました。主な要因は、現金及び預金の増加5億3千7百万円や有価証券の増加1億9千3百万円などがあったものの、受取手形及び売掛金の減少9億9千万円、商品及び製品の減少2億4千3百万円によるものであります。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末における負債は30億4千8百万円（前連結会計年度比2億3千6百万円の減少）となりました。主な減少の要因は、支払手形及び買掛金の減少3億7千万円によるものであります。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産は140億6千9百万円（前連結会計年度比5億1千万円の減少）となりました。主な減少の要因は、配当金の支払い3億6百万円によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、第1四半期連結会計期間末に比べて8千6百万円増加し、30億9千5百万円となりました。内容は、第1四半期連結会計期間末に比べて営業活動による資金の増加2億1千2百万円、投資活動による資金の増加1億2千4百万円、及び財務活動による資金の減少2億4千4百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における営業活動による資金は、2億1千2百万円の増加となりました。資金の主な増加要因としては、法人税等の還付額1億8千4百万円、売上債権の減少4千3百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における投資活動による資金は、1億2千4百万円の増加となりました。資金の主な増加要因としては、有価証券の償還による収入5億円、減少要因としては、有価証券の取得による支出3億円、有形固定資産の取得による支出1億3百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における財務活動による資金は、2億4千4百万円の減少となりました。主な資金の減少要因としては、自己株式の取得による支出2億円によるものであります。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間に以下の設備を取得した。

##### 提出会社

事業所名	所在地	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数(名)
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	リース資産	土地(面積㎡)	工具器具備品	合計	
本社	東京都新宿区	アニメーション事業	事務所設備	—	—	—	— (—)	4,362	4,362	73
制作本部スタジオ	東京都中野区	アニメーション事業	事務所設備	—	699	—	— (—)	465	1,165	92

##### 国内子会社

会社名	所在地	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数(名)
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	リース資産	土地(面積㎡)	工具器具備品	合計	
㈱AGスクエア	東京都新宿区他	アミューズメント事業	アミューズメント施設他	1,300	—	—	— (—)	94,951	96,251	75
㈱トムス・ミュージック	東京都中野区	アニメーション事業	事務所設備	—	—	—	— (—)	2,573	2,573	1

(注) 金額には、消費税等は含まれていない。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はない。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	121,000,000
計	121,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	44,153,101	44,153,101	名古屋証券取引所 市場第二部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数は1,000株 であります。
計	44,153,101	44,153,101	—	—



(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

当社は、会社法に基づき当社取締役に対して新株予約権を発行している。

株主総会決議(平成18年6月28日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり472
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 598 資本組入額 299
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社取締役の地位を喪失した後も本号④に掲げる「新株予約権割当契約」の定めにより、本新株予約権を行使することができるものとする。
- ② 本新株予約権が相続の対象となった場合の相続人の範囲、その行使の条件等については本号④に掲げる「新株予約権割当契約」の定めによるものとする。
- ③ 本新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。
- ④ その他、新株予約権の行使の条件は、新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

3 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては本新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権割当契約」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権割当契約」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件  
(注) 2 に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由  
「新株予約権割当契約」に準じて決定する。

当社は、会社法に基づき当社の従業員および当社子会社の取締役に対して新株予約権を発行している。

株主総会決議(平成18年6月28日)	
第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)	
新株予約権の数(個) (注) 1	311
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	311,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり472
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 598 資本組入額 299
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、地位の喪失が法令または当社もしくは当社子会社の定款、会社規程による場合、または本号②ないし④に規定する場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者たる当社の従業員がその地位を喪失した場合であっても、次のイ、またはロ、に該当する場合には、当該新株予約権者は、本号①の規定にかかわらず、その地位喪失時に行使していなかった新株予約権の限度でこれを行使できる。
  - イ. その地位の喪失が定年退職、事業の縮小等による解雇等の会社規程に基づく事由による場合または会社都合により当社子会社へ転籍した場合
  - ロ. その地位の喪失後、ただちに当社の取締役、監査役、相談役、顧問または当社子会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を取得した場合
- ③ 新株予約権者たる当社の子会社の取締役がその地位を喪失した場合であっても、次のイ、ないしハ、に該当する場合には、当該新株予約権者は、本号①の規定にかかわらず、その地位喪失時に行使していなかった新株予約権の限度でこれを行使できる。
  - イ. その地位の喪失が任期満了または法令変更に伴う事由による退任に基づく場合
  - ロ. その地位の喪失が定年退職、事業の縮小等による解雇等の会社規程に基づく事由による場合または会社都合により当社または当社子会社へ転籍した場合
  - ハ. その地位の喪失後、ただちに当社または当社子会社の取締役、監査役、相談役、顧問もしくは従業員の地位を取得した場合
- ④ 本新株予約権が相続の対象となった場合の相続人の範囲、その行使の条件等については本号⑥に掲げる「新株予約権割当契約」の定めによるものとする。
- ⑤ 本新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。
- ⑥ その他、新株予約権の行使の条件は、新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

3 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては本新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権割当契約」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権割当契約」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組

組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権割当契約」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使の条件  
(注) 2 に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由  
「新株予約権割当契約」に準じて決定する。

当社は、会社法に基づき当社の取締役に対して新株予約権を発行している。

株主総会決議(平成18年6月28日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり268
新株予約権の行使期間	平成23年9月1日～平成28年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 330.06 資本組入額 165.03
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡により新株予約権を取得するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役若しくは従業員又は当社の子会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はその権利を行使することができない。
- ③ 新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。
- ④ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式の数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
- ⑤ 新株予約権の行使に際しての払込価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は金1,200万円を超過することができない。
- ⑥ その他、新株予約権の行使の条件は、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の発行要領」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、「新株予約権の発行要領」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の発行要領」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の発行要領」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
「新株予約権の発行要領」に準じて決定する。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
  - ⑧ 新株予約権の取得条項  
「新株予約権の発行要領」に準じて決定する。
  - ⑨ その他の新株予約権の行使の条件  
(注)2に準じて決定する。
- 4 平成20年7月30日に行われた取締役会にて決議されたものである。

当社は、会社法に基づき当社の取締役に対して新株予約権を発行している。

株主総会決議(平成18年6月28日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個) (注)1	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり237
新株予約権の行使期間	平成24年9月1日～平成29年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 289.90 資本組入額 144.95
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡により新株予約権を取得するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役若しくは従業員又は当社の子会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はその権利を行使することができない。
- ③ 新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。
- ④ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式の数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
- ⑤ 新株予約権の行使に際しての払込価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は金1,200万円を超過することができない。
- ⑥ その他、新株予約権の行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の発行要領」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の発行要領」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と

組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の発行要領」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
「新株予約権の発行要領」に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使の条件  
「新株予約権の発行要領」に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑨ 再編対象会社による新株予約権の取得事由  
「新株予約権の発行要領」に準じて決定する。
- 4 平成21年7月29日に行われた取締役会にて決議されたものである。

当社は、会社法に基づき当社の従業員および当社子会社の取締役に対して新株予約権を発行している。

株主総会決議(平成21年6月16日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	888
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	888,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり237
新株予約権の行使期間	平成24年9月1日～平成29年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 289.90 資本組入額 144.95
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡により新株予約権を取得するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役若しくは従業員又は当社の子会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はその権利を行使することができない。
- ③ 新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。
- ④ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式の数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
- ⑤ 新株予約権の行使に際しての払込価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は金1,200万円を超過することができない。
- ⑥ その他、新株予約権の行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の発行要領」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の発行要領」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の発行要領」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
「新株予約権の発行要領」に準じて決定する。
  - ⑦ 新株予約権の行使の条件  
「新株予約権の発行要領」に準じて決定する。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
  - ⑨ 再編対象会社による新株予約権の取得事由  
「新株予約権の発行要領」に準じて決定する。
- 4 平成21年7月29日に行われた取締役会にて決議されたものである。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年9月30日	—	44,153,101	—	8,816,866	—	1,806,323

## (5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
セガサミーホールディングス 株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住友ビル	23,549	53.33
日本テレビ放送網株式会社	東京都港区東新橋一丁目6番1号	2,000	4.52
ユービーエス エージー ロン ドン アカウント アイピービ ー セグリゲイテッド クライ アント アカウント(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	AESCHENVORSTADT 48 CH-4002 BASEL SWITZERLAND (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	838	1.89
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	353	0.79
柴田 渉	茨城県取手市	220	0.49
代永 衛	東京都三鷹市	206	0.46
田井 謙吉	大阪府大阪市港区	182	0.41
三津 久直	兵庫県淡路市	175	0.39
中部証券金融株式会社	愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号	174	0.39
株式会社ソノコ	東京都中央区銀座五丁目9番1号	150	0.33
計	—	27,847	63.06

(注) 当社は自己株式4,136,382株(9.36%)を保有しているが、上記大株主から除外している。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,136,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数は1,000株である。
完全議決権株式(その他)	普通株式 39,904,000	39,904	同上
単元未満株式	普通株式 113,101	—	同上
発行済株式総数	44,153,101	—	—
総株主の議決権	—	39,904	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権1個)含まれている。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式382株が含まれている。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社トムス・エンタ テインメント	東京都新宿区西新宿三丁目 2番4号	4,136,000	—	4,136,000	9.36
計	—	4,136,000	—	4,136,000	9.36

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	182	189	200	218	246	262
最低(円)	169	170	183	191	211	238

(注) 株価は名古屋証券取引所市場第二部による。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はない。



## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、前第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)は改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けている。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,395,709	2,857,725
受取手形及び売掛金	1,261,768	2,252,227
有価証券	1,893,417	1,699,960
商品及び製品	1,152,513	1,396,439
仕掛品	1,061,487	1,030,047
原材料及び貯蔵品	51,331	51,633
その他	452,170	660,111
貸倒引当金	△7,738	△14,130
流動資産合計	9,260,660	9,934,014
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 1,732,540	※1 1,776,469
その他（純額）	※1 1,794,787	※1 1,909,165
有形固定資産合計	3,527,327	3,685,634
無形固定資産	238,525	215,063
投資その他の資産		
その他	4,175,217	4,115,374
貸倒引当金	△84,256	△85,747
投資その他の資産合計	4,090,960	4,029,626
固定資産合計	7,856,814	7,930,325
資産合計	17,117,474	17,864,340

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,287,447	1,657,639
未払法人税等	40,163	18,844
未払消費税等	37,541	—
賞与引当金	98,169	79,421
役員賞与引当金	6,684	18,924
その他	882,353	748,061
流動負債合計	2,352,358	2,522,891
固定負債		
退職給付引当金	389,589	380,502
役員退職慰労引当金	97,887	88,676
その他	208,289	292,227
固定負債合計	695,766	761,406
負債合計	3,048,125	3,284,297
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,816,866	8,816,866
資本剰余金	1,806,323	1,806,323
利益剰余金	4,773,083	5,148,923
自己株式	△1,476,516	△1,275,700
株主資本合計	13,919,756	14,496,412
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	74,511	11,131
為替換算調整勘定	△1,381	△1,335
評価・換算差額等合計	73,130	9,795
新株予約権	76,462	73,834
純資産合計	14,069,349	14,580,042
負債純資産合計	17,117,474	17,864,340

## (2) 【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
売上高	7,124,756	6,439,032
売上原価	5,989,666	5,618,213
売上総利益	1,135,090	820,818
販売費及び一般管理費	※1 936,369	※1 842,947
営業利益又は営業損失(△)	198,721	△22,128
営業外収益		
受取利息	17,196	31,255
受取配当金	—	31,135
為替差益	9,471	—
その他	29,153	19,782
営業外収益合計	55,822	82,174
営業外費用		
長期前払費用償却	6,519	6,097
為替差損	—	28,604
清算子会社の管理費用	5,759	—
その他	2,572	4,696
営業外費用合計	14,851	39,398
経常利益又は経常損失(△)	239,692	20,646
特別利益		
固定資産売却益	708	1,496
貸倒引当金戻入額	2,776	9,707
その他	—	1,512
特別利益合計	3,485	12,716
特別損失		
固定資産除却損	33,869	2,904
建物賃貸借契約解除に伴う損失	—	97,696
子会社清算損	142,613	—
その他	15,364	3,050
特別損失合計	191,846	103,651
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	51,330	△70,288
法人税、住民税及び事業税	38,725	24,772
過年度法人税等	—	16,010
法人税等調整額	△26,370	△41,667
法人税等合計	12,355	△884
四半期純利益又は四半期純損失(△)	38,975	△69,403

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
売上高	4,158,319	3,192,346
売上原価	3,400,193	2,735,097
売上総利益	758,125	457,248
販売費及び一般管理費	※1 481,067	※1 405,737
営業利益又は営業損失(△)	277,058	51,511
営業外収益		
受取利息	12,587	12,938
還付加算金	—	5,741
その他	9,784	7,473
営業外収益合計	22,371	26,153
営業外費用		
為替差損	29,355	26,520
その他	5,858	6,391
営業外費用合計	35,214	32,911
経常利益又は経常損失(△)	264,216	44,752
特別利益		
固定資産売却益	—	1,491
貸倒引当金戻入額	5,883	1,309
その他	708	378
特別利益合計	6,592	3,178
特別損失		
固定資産除却損	4,543	2,704
建物賃貸借契約解除に伴う損失	—	7,215
子会社清算損	142,613	—
リース機械解約違約金	—	2,928
その他	14,321	60
特別損失合計	161,478	12,908
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	109,329	35,023
法人税、住民税及び事業税	19,952	14,543
法人税等調整額	11,645	23,740
法人税等合計	31,597	38,284
四半期純利益又は四半期純損失(△)	77,731	△3,261

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	51,330	△70,288
減価償却費	252,906	322,407
株式報酬費用	9,715	4,139
建物賃貸借契約解除に伴う損失	—	96,601
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△2,399	△7,882
退職給付引当金の増減額(△は減少)	22,380	9,087
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△16,310	△12,240
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△28,102	9,211
受取利息及び受取配当金	△28,200	△62,391
支払利息	1,253	708
為替差損益(△は益)	△10,626	7,390
子会社清算損益(△は益)	142,613	—
固定資産除売却損益(△は益)	33,609	1,469
売上債権の増減額(△は増加)	392,858	990,458
たな卸資産の増減額(△は増加)	△189,420	212,787
仕入債務の増減額(△は減少)	△587,303	△370,192
その他	353,046	△76,294
小計	397,351	1,054,971
利息及び配当金の受取額	21,556	47,498
利息の支払額	△1,203	△605
法人税等の支払額	△405,487	△31,732
法人税等の還付額	9,164	184,662
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,381	1,254,795
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期性預金の預入による支出	△500,000	—
定期預金の払戻による収入	800,240	—
有価証券の取得による支出	—	△695,000
有価証券の償還による収入	800,000	600,000
有形固定資産の取得による支出	△497,816	△148,795
有形固定資産の売却による収入	970	66
無形固定資産の取得による支出	△18,425	△17,861
投資有価証券の取得による支出	△1,000,602	△600
投資有価証券の償還による収入	505,933	—
貸付金の回収による収入	287	213
差入保証金の差入による支出	△11,171	△1,657
差入保証金の回収による収入	27,261	143,962
破産債権の回収による収入	3,000	3,000
関係会社出資金の払込による支出	△100,000	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,675	△116,673

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	△25,000	—
自己株式の取得による支出	△90,738	△200,815
配当金の支払額	△319,234	△308,183
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△12,787	△15,470
割賦債務の返済による支出	△29,423	△68,334
財務活動によるキャッシュ・フロー	△477,183	△592,804
現金及び現金同等物に係る換算差額	10,529	△7,333
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△435,596	537,984
現金及び現金同等物の期首残高	4,921,932	2,557,725
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 4,486,335	※1 3,095,709

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

### 【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 前第2四半期連結累計期間に営業外収益の「その他」に含めて表示していた受取配当金は、当第2四半期連結累計期間において営業外収益の100分の20を超えることとなったため「受取配当金」として区分掲記している。 なお、前第2四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれている受取配当金の金額は、11,004千円である。

当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 前第2四半期連結会計期間に営業外収益の「その他」に含めて表示していた還付加算金は、当第2四半期連結会計期間において営業外収益の100分の20を超えることとなったため「還付加算金」として区分掲記している。 なお、前第2四半期連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれている還付加算金の金額は、248千円である。 前第2四半期連結会計期間に特別利益の「その他」に含めて表示していた固定資産売却益は、当第2四半期連結会計期間において特別利益の100分の20を超えることとなったため「固定資産売却益」として区分掲記している。 なお、前第2四半期連結会計期間の特別利益の「その他」に含まれている固定資産売却益の金額は、708千円である。 前第2四半期連結会計期間に特別損失の「その他」に含めて表示していたリース機械解約違約金は、当第2四半期連結会計期間において特別損失の100分の20を超えることとなったため「リース機械解約違約金」として区分掲記している。 なお、前第2四半期連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれているリース機械解約違約金の金額は、14,146千円である。

### 【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1 棚卸資産の評価方法 当第2四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっている。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっている。
2 固定資産の減価償却費の算定方法 固定資産の定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっている。
3 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 繰延税金資産の回収可能性については、当第2四半期連結累計期間における主な税務上の加減算項目を考慮し、前連結会計期間末の検討において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用している。



【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1 固定資産の減価償却累計額 有形固定資産の減価償却累計額 2,149,508千円	※1 固定資産の減価償却累計額 有形固定資産の減価償却累計額 2,037,033千円

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
※1 販売費及び一般管理費の主なもの	※1 販売費及び一般管理費の主なもの
広告宣伝費 195,441千円	広告宣伝費 62,059千円
役員報酬・給与手当 332,829千円	役員報酬・給与手当 346,583千円
賞与引当金繰入額 32,893千円	賞与引当金繰入額 36,696千円
退職給付費用 7,591千円	役員賞与引当金繰入額 1,127千円
役員退職慰労引当金繰入額 8,472千円	退職給付費用 7,900千円
株式報酬費用 9,715千円	役員退職慰労引当金繰入額 7,222千円
貸倒引当金繰入額 377千円	株式報酬費用 4,139千円

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
※1 販売費及び一般管理費の主なもの	※1 販売費及び一般管理費の主なもの
広告宣伝費 110,803千円	広告宣伝費 34,820千円
役員報酬・給与手当 158,611千円	役員報酬・給与手当 161,879千円
賞与引当金繰入額 21,145千円	賞与引当金繰入額 23,797千円
役員賞与引当金繰入額 8,145千円	役員賞与引当金繰入額 1,953千円
退職給付費用 3,532千円	退職給付費用 3,887千円
役員退職慰労引当金繰入額 4,489千円	役員退職慰労引当金繰入額 3,704千円
株式報酬費用 413千円	株式報酬費用 2,898千円
貸倒引当金繰入額 3,613千円	

(四半期連結キャッシュ・フロー関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 4,487,499千円	現金及び預金勘定 3,395,709千円
有価証券勘定 1,497,016千円	有価証券勘定 1,893,417千円
計 5,984,515千円	計 5,289,126千円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金および定期積金 △500,000千円	預入期間が3ヶ月を超える 定期預金および定期積金 △300,000千円
償還期間が3ヶ月を超える 有価証券 △998,179千円	償還期間が3ヶ月を超える 有価証券 △1,893,417千円
現金及び現金同等物 4,486,335千円	現金及び現金同等物 3,095,709千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	44,153,101

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	4,136,382

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第2四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	—		76,462

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年4月30日 取締役会	普通株式	306,435	7.5	平成21年3月31日	平成21年6月18日	利益剰余金

- (2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はない。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はない。

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

	アニメーション 事業 (千円)	アミューズメン ト事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に対する 売上高	3,061,711	1,096,607	4,158,319	—	4,158,319
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	(—)	—
計	3,061,711	1,096,607	4,158,319	(—)	4,158,319
営業利益	399,919	50,494	450,413	(173,355)	277,058

当第2四半期連結会計期間（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）

	アニメーション 事業 (千円)	アミューズメン ト事業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に対する 売上高	2,212,689	979,656	3,192,346	—	3,192,346
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	(—)	—
計	2,212,689	979,656	3,192,346	(—)	3,192,346
営業利益	144,245	55,038	199,284	(147,773)	51,511

前第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	アニメーション 事業 (千円)	アミューズメン ト事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に対する 売上高	5,063,623	2,061,133	7,124,756	—	7,124,756
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	(—)	—
計	5,063,623	2,061,133	7,124,756	(—)	7,124,756
営業利益	526,107	22,136	548,243	(349,522)	198,721

当第2四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

	アニメーション 事業 (千円)	アミューズメン ト事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に対する 売上高	4,525,490	1,913,541	6,439,032	—	6,439,032
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	(—)	—
計	4,525,490	1,913,541	6,439,032	(—)	6,439,032
営業利益又は営業損失(△)	261,971	35,229	297,201	(319,330)	△22,128

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっている。

2 各事業の主な内容

- (1) アニメーション事業……アニメーション作品の企画・制作・販売・配給および輸出
- (2) アミューズメント事業……アミューズメント施設の企画・開発・運営

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）及び当第2四半期連結会計期間（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）並びに前第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

全セグメント売上高の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略している。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

	北アメリカ	アジア	ヨーロッパ	その他の地域	計
I 海外売上高（千円）	66,543	73,708	95,997	23,806	260,056
II 連結売上高（千円）	—	—	—	—	4,158,319
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	1.6	1.8	2.3	0.6	6.3

（注）1 国又は地域の区分は地理的近接度によっている。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 北アメリカ……………アメリカ合衆国・カナダ
- (2) アジア……………韓国・タイ・台湾・インドネシア
- (3) ヨーロッパ……………イタリア・フランス・スペイン・ドイツ
- (4) その他の地域……………オーストラリア・アラビア語圏他

当第2四半期連結会計期間（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）

	北アメリカ	アジア	ヨーロッパ	その他の地域	計
I 海外売上高（千円）	204,350	22,712	51,093	15,313	293,470
II 連結売上高（千円）	—	—	—	—	3,192,346
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	6.4	0.7	1.6	0.5	9.2

（注）1 国又は地域の区分は地理的近接度によっている。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 北アメリカ……………アメリカ合衆国・カナダ
- (2) アジア……………フィリピン・台湾・インド・韓国
- (3) ヨーロッパ……………イタリア・スペイン・ドイツ・イギリス
- (4) その他の地域……………中南米・オーストラリア他

前第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	北アメリカ	アジア	ヨーロッパ	その他の地域	計
I 海外売上高（千円）	85,502	164,721	231,174	38,871	520,270
II 連結売上高（千円）	—	—	—	—	7,124,756
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合（%）	1.2	2.3	3.2	0.6	7.3

（注）1 国又は地域の区分は地理的近接度によっている。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 北アメリカ……………アメリカ合衆国・カナダ
- (2) アジア……………韓国・台湾・タイ・マレーシア
- (3) ヨーロッパ……………イタリア・フランス・スペイン・ドイツ
- (4) その他の地域……………中南米・ロシア他

当第2四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

	北アメリカ	アジア	ヨーロッパ	その他の地域	計
I 海外売上高（千円）	424,459	143,858	72,696	46,034	687,048
II 連結売上高（千円）	—	—	—	—	6,439,032
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合（%）	6.6	2.2	1.1	0.8	10.7

（注）1 国又は地域の区分は地理的近接度によっている。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 北アメリカ……………アメリカ合衆国・カナダ
- (2) アジア……………台湾・インドネシア・韓国・タイ
- (3) ヨーロッパ……………イタリア・スペイン・フィンランド・フランス
- (4) その他の地域……………中南米・中東他

（有価証券関係）

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はない。

（デリバティブ取引関係）

四半期連結会計期間末において、未決済の契約残高がないため該当事項はない。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

1 スtock・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 2,898千円

当第2四半期連結会計期間中に権利不行使による失効により利益として計上した金額  
特別利益のその他 378千円

2 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成21年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役 5 当社の使用人 100 当社の子会社の取締役 7
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,128,000
付与日	平成21年8月27日
権利確定条件	付与日(平成21年8月27日)から 権利確定日(平成24年8月31日) まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成21年8月27日～平成24年8月31日
権利行使期間	平成24年9月1日～平成29年8月31日
権利行使価格(円)	237
付与日における公正な評価単価(円)	52.90

(企業結合等関係)

該当事項はない。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	349.68円	1株当たり純資産額	355.04円

2 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり  
四半期純利益金額

## 第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	0.92円	1株当たり四半期純損失金額	△1.70円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	—	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	—

(注) 1. 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、また、当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため記載していない。

## 2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は 四半期純損失(△)(千円)	38,975	△69,403
普通株式に係る四半期純利益又は 四半期純損失(△)(千円)	38,975	△69,403
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(千円)	—	—
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	42,135	40,716

## 第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	1.85円	1株当たり四半期純損失金額	△0.08円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	—	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	—

(注) 1. 前第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、また、当第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため記載していない。

## 2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は 四半期純損失(△)(千円)	77,731	△3,261
普通株式に係る四半期純利益又は 四半期純損失(△)(千円)	77,731	△3,261
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(千円)	—	—
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	42,012	40,576

(重要な後発事象)

該当事項はない。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しているが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載していない。



## 2 【その他】

該当事項はない。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月11日

株式会社トムス・エンタテインメント

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中 泉 敏 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中 村 宏 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トムス・エンタテインメントの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トムス・エンタテインメント及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月10日

株式会社トムス・エンタテインメント

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中 泉 敏 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中 村 宏 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トムス・エンタテインメントの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トムス・エンタテインメント及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。